

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)(第15次地方分権一括法)の概要

趣 旨

- 地方からの制度改正を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。

※ 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)〔抜粋〕
法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。

概 要

6 事項 (8 法律) を改正

- ① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に

〔住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕
※36法律に基づく事務を追加

住民の手續負担の軽減

行政負担の軽減

- ② 地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限※を5年間延長

〔地方公共団体情報システム機構法〕 ※現行令和7年度末まで

システム標準化の推進

- ③ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大

〔地方独立行政法人法、産業競争力強化法〕

研究成果の社会還元

- ④ 建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止

〔建築基準法〕

行政手續の迅速化

行政負担の軽減

- ⑤ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加

〔地方自治法〕

行政負担の軽減

- ⑥ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手續の簡素化

〔生活保護法〕

住民の手續負担の軽減

行政負担の軽減

施行期日

(1) 令和7年8月16日

(2) (1)により難しい場合は(1)以外の個別に定める日

① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に

[住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律]
※36法律に基づく事務を追加

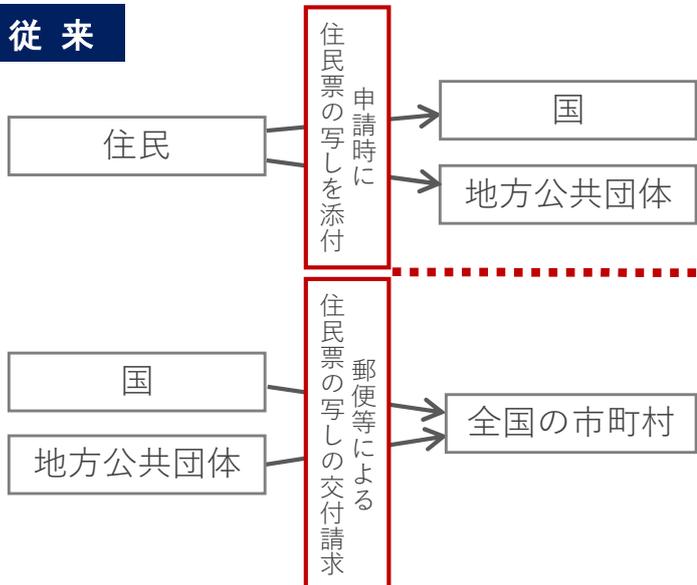
施行日：令和7年8月16日

住民の手続負担の軽減

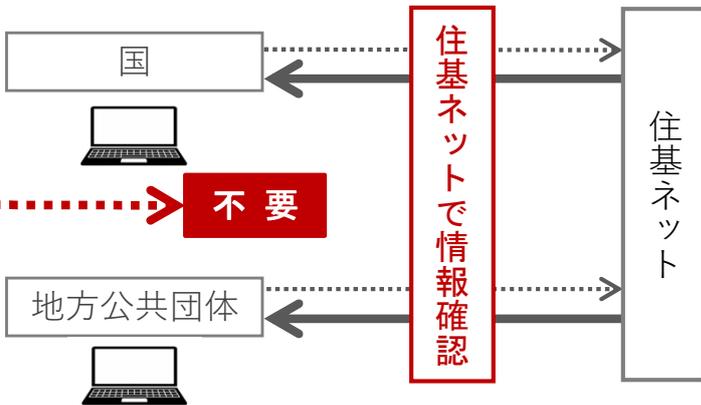
行政負担の軽減

- 住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に、36法律の事務を追加する。
- マイナンバーを利用できる事務に、1法律の事務を追加する。

従来



改正後



効果：

- 住民票の写しの添付が不要となり、住民の利便性が向上

(例) [社会福祉士及び介護福祉士法] 介護業務における特定行為（喀痰吸引等行為）を行うために必要な認定証の交付を求める者が行う、都道府県知事への住民票の写しの提出が不要に

- 住民票の写しの公用請求が不要となり、交付する市町村の事務が効率化

(例) [河川法] 河川法違反者等に対する監督処分における公用請求が不要に

② 地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限を5年間延長

[地方公共団体情報システム機構法]

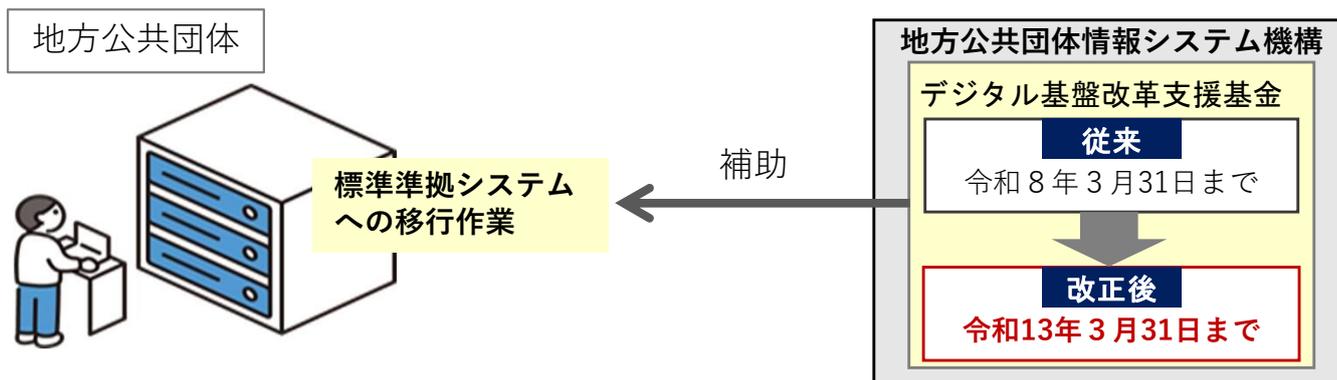
施行日：令和7年5月16日

システム標準化の推進

- 現在、**デジタル基盤改革支援基金**※の設置期限は、令和8年3月31日までとされている。
- 移行の難易度が極めて高い、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムが存在するため、基金の設置期限を令和13年3月31日まで延長。

*原則として令和7年度末までの移行を目指す方針は維持。

※ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」による標準準拠システムへの移行に対し、基金を活用して補助。



効果： 地方公共団体の移行の進捗状況に応じた柔軟かつ安定的な支援が可能

③ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大

[地方独立行政法人法、産業競争力強化法]

施行日：令和7年8月16日

研究成果の社会還元

- 国立大学法人と同様に、公立大学法人による①～③の事業者への出資を可能とする。

① 認定特定研究成果活用支援事業者

(大学発ベンチャーに投資・支援を行う認定ベンチャーキャピタル及び認定ファンド)

② 研究成果活用事業者

(大学の研究成果を活用したコンサル、研修等を実施する事業者)

③ 教育研究施設管理等事業者

(大学が保有する教育研究施設等の管理や他の研究機関等による利用サポートを実施する事業者)

出資先類型	民間事業者との共同・委託研究を実施・あつせんする事業者	特許権の実施許諾等により研究成果を民間移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援を行う認定ベンチャーキャピタル・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサル、研修等を実施する事業者	大学が保有する教育研究施設等の管理や他の研究機関等による利用を促進する事業者
国立大学法人	○	○	○	○	○
公立大学法人 従来	○	○	×	×	×
公立大学法人 改正後	○	○	○	○	○

効果： 各地域の大学における

①大学発スタートアップの創出、②研究成果の社会還元 の加速に資する

④ 建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止

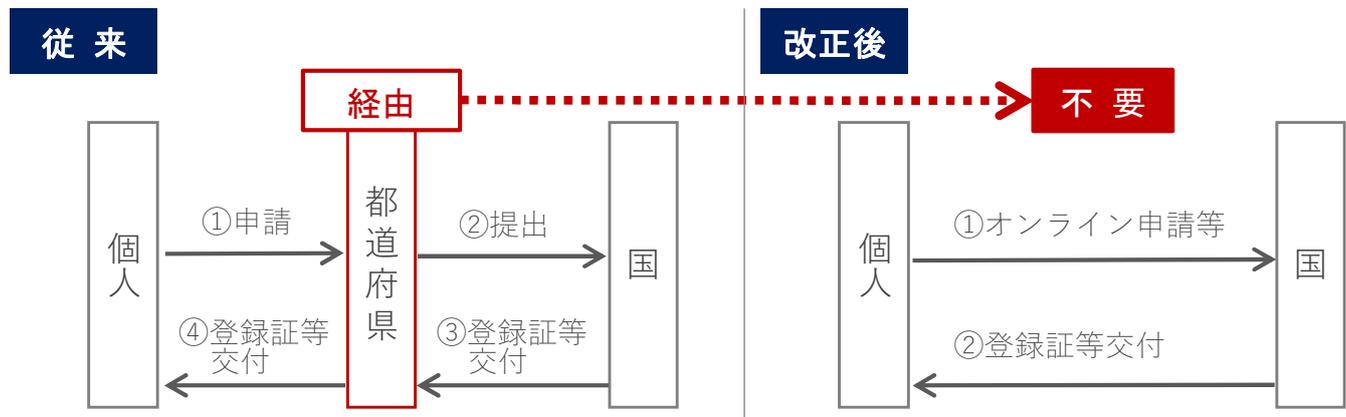
[建築基準法]

施行日：令和7年12月1日

行政手続の迅速化

行政負担の軽減

- 建築基準適合判定資格者^{※1}、構造計算適合判定資格者^{※2}の登録申請等^{※3}について、手続のオンライン化に伴い、都道府県経由の義務付けを廃止^{※4}。



効果：

- 行政手続の迅速化
- 経由事務廃止に伴う事務負担軽減

※1 建築基準適合判定資格者：特定行政庁の建築主事若しくは建築副主事又は民間の指定確認検査機関の確認検査員若しくは副確認検査員として建築確認等を行う資格を有する者

※2 構造計算適合判定資格者：構造計算に係る審査（構造計算適合性判定）を行う資格を有する者

※3 登録申請のほか、登録証の交付・訂正・再交付・返納の書類の提出等

※4 オンラインの場合のみならず、紙の申請等の場合も廃止

⑤ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加

[地方自治法]

施行日：令和7年5月16日

行政負担の軽減

- 条例の公布に当たって地方公共団体の長が行うこととされている署名について、電子署名により代替することを可能とする。

従来

条例の公布時に首長の自署による署名が必要



改正後

電子署名で可



効果：

- 条例の公布に関する手続を電子的に完結させることが可能に
- 災害時、感染症まん延時等の公布手続をとることが困難な場合においても、自署以外の方法を選択することにより公布を可能に
- 文書管理の電子化等

⑥ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手続の簡素化

[生活保護法]

施行日：令和8年4月1日

住民の手続負担の軽減

行政負担の軽減

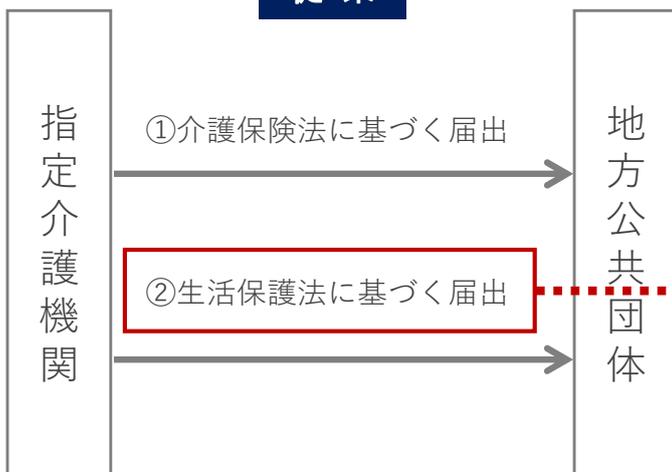
- 指定介護機関^{※1}については、生活保護法・介護保険法の両方の手続を要するところ、以下のとおり生活保護法の手続を不要とし、簡素化。

ア) 名称等の変更等^{※2}の届出：介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなす。

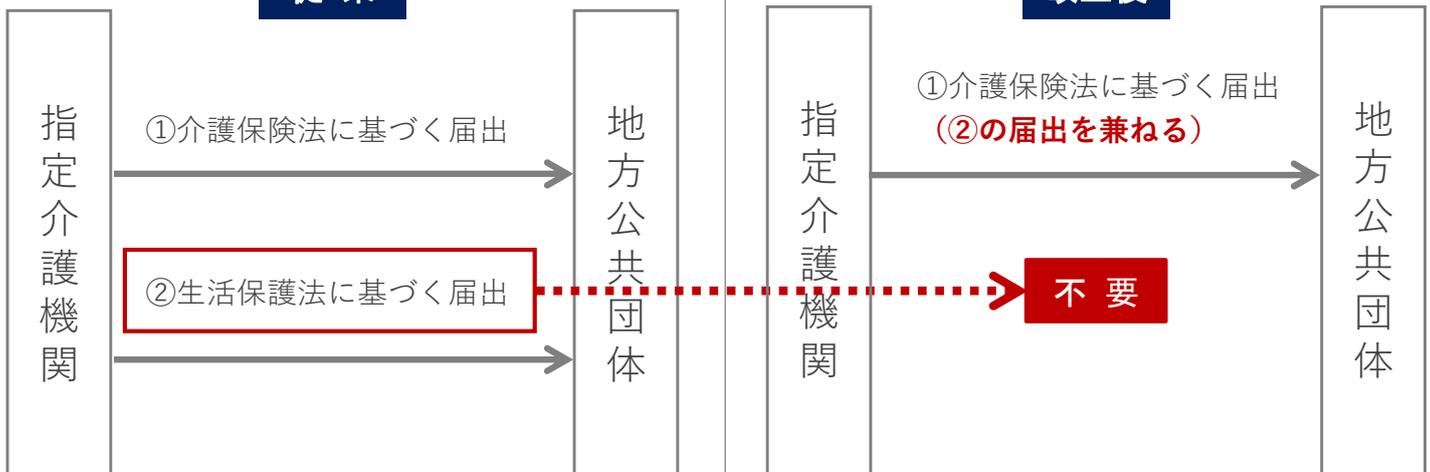
イ) 介護保険法による指定等の失効・効力停止^{※3}：

生活保護法の指定の効力が連動して失効し、又は効力が停止する。

従来



改正後



効果： 指定介護機関・都道府県等の手続負担の軽減

※1 生活保護法による指定を受け、同法の介護扶助（例：居宅介護）の給付を行う介護機関

※2 名称等の変更のほか、事業の廃止、休止又は再開の届出も同様

※3 平成25年の生活保護法改正等により、介護保険法による指定等をもって生活保護法の指定があったものとみなされた指定介護機関については、失効・効力停止の連動が措置済み。今般、これ以外の指定介護機関についても、失効・効力停止が連動するよう措置